

【訪問看護医療情報連携加算について】

当事業所では、利用者様へ質の高い訪問看護サービスを提供するため、ICTを活用した関係機関との連携体制を構築しています。

当事業所では、利用者様へ質の高い訪問看護サービスを提供するため、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等の関係機関とICTを活用した連携体制を構築しています。

関係機関との情報共有にあたっては、LINE WORKS等のコミュニケーションツール使用し、利用者様の治療、看護及びケアに必要な情報を共有しています。

情報共有に際しては、個人情報保護に十分配慮し、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考に適切な安全管理対策を実施しています。

また、一般社団法人保険医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表する「医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項」を参考に運用を行っています。

これらの体制整備に伴い、「訪問看護医療情報連携加算」を算定しています。

令和8年6月1日より算定開始